右

保安林の指定予定.....

林

同政同

:

:

右

同

生活保護法による介護機関の指定......

政健

康 策福

課祉

告

示

目

次

土地改良事業の工事の完了......

事農東

務 務 水

所產方

:

マ

事農中

林南

水地

所産方

╘

生会法人白

旭五 町所 二川

○原 の市 六字

"

一 字 法 井 字 き 市 大

丟

<u>-</u>

右

同

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

Ħ.

同

:

Ħ.

公

告

都市計画事業計画の変更認可.....

(都市計画課) ...

(河川 (監

砂防課) 理

: :

五四 \equiv \equiv

課)

:

廃川敷地等の公示..... 土地収用法による事業の認定.

右

同

出

先 機 関 建設業者の許可の取消し

(整備事務所)

:

六

同

:

~

右

同

示

平成十六年 第 一千二百九十九号

平成十六年三月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

	一四 訪問看護	3
当安		訪問看護 訪問看護スピーション
四字軽 八高郡 〇屋岩 の字木	"	" 無 明 明 明 明 会 福 祉 祖 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
台田	"	" 十和田田 アイリスケ
一道	貸福 与祉 用 具	与祉
四八字郡 八字郡 〇字木	訪問介護	初問介護 事業所 事業所 株式会社大
地務	の語 種事 類第	種事
# ₽	窜	窜

青森県告示第百五十八号

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 五条の二第一号の規定により告示する。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

· ;	示	舘野七の六 三戸郡福地村	里 イルー グルー プホ	"	九一〇の 川一〇の 一〇の 四八 川大字 八大字河	クメディッ カス ディッサ
→	六	神山一四一	ー ム泉の里 加ー プホ	"	神山五九の一 町大字今泉字 北津軽郡中里	ー ツ 有限会社ル
三	示	芦沼一五 町大字芦沼字 四末 町大字 町木造	リーグ ムシ づく イナ	"	国久地四の一 町大字豊田字 の一字	ークル介護 す限会社サ
	"	一 一 六 四 の 一 吉 大 四 の 一 吉	井 プ生医療 イ ムルー 浅 人白	"	旭町二〇の六の六	生会法人白
≓ −	示	三日一〇の一	ー ム音 寿 園 木	"	〇 丁目一三の一 八戸市沼館	建株 設会 計 社 東
一 <u>-</u> 五	云	の字村元十 三村元字一町大字一町田 十二十 十二十 十二十 十二十 十二十 十二十 十二十 十二十 十二十 十二	わポー 成 会 ネー ムルー い し た た た た た た た た た た た た た た り た り た り	"	川岸町六の一 弘前市大字西	成会 医療法人慶
	"	丁目一八の九	佃かなえ ト オ	"	四の 一川原 一川原一 高	ーション イフセー ボンレ レンション レンション ロップ マン・ファイン マン・ファイン はいません マン・ファイン マン・ファイン はいません はいません はいません はいません はいません はいません はいません しゅう マン・ファイン しょう
÷ −	示	丁目一八の九 九 の九	佃なごみ ト オ	活型痴 介共呆 護同対 生応	四 沢字森市 一川原 一川原 一	ー ション イズ会 インセー イズ会 イズラン イズラ
= -	<u>=</u>	番町一の二八 一の二八	リ産施 二婦 一婦 一 一 一 一 一 一 一 一 一 八 八 八 八 八 八 八 八 八	管居 理 指 養	番町一の二八	江渡博之
<u>+</u> -	<u>弄</u>	黒石市寿町四	ケ 寿 会 寿 デ イ 済 済 済 済 済 済 済 済 え 済 え 済 え ろ え ろ え ろ ろ ろ ろ	シビ通 ョリ所 ンテリ ー 八	黒石市寿町四	寿会 会 法人済
三	示	神山一四一 町大字今泉字 北津軽郡中里	ンサー クー ビスディ セイ	"	神山五九の一 北津軽郡中里	有限会社ル

青森県告示第百五十九号

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成十六年三月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

医療法人仙知会	名称	居宅介護支
四宮四 本宮四八〇 中津軽郡 日本宮四八〇のの	所の所在地 主たる事務	援事業者
業所	名称	居宅介護支
四宮四八〇の 中津軽郡岩木 のの	所 在 地	援事業所
三平 ・成 一 ・	年 月 日	指定

青森県告示第百六十号

二百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法 (昭和二十六年法律第

平成十六年三月十日

保安林予定森林の所在場所

Ξ 村 申

吾

青森県知事

三四九の一一三、三四九の一一五、三四九の一一六、三四九の一一八、三四九の一 四九の七〇から三四九の七五まで、三四九の八六、三四九の八七、三四九の九二か ら三四九の九七まで、三四九の一〇四から三四九の一〇九まで、三四九の一一二、 の三、一の五、大字四ツ石字里見三四九の五〇、三四九の五九、三四九の六〇、三 一九、三四九の一二一、三四九の一二二、三四九の一三〇、三四九の一三二、三四 青森市大字横内字八重菊六〇 (次の図に示す部分に限る。) 、字前岳一の二、一 青森県告示第百六十一号

九の一三三、三四九の一三八から三四九の一四一まで、三四九の一四五、三四九の 四六、三四九の一四八から三四九の一五八まで

保安林指定の目的 水源のかん養

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年三月十日

二百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法

青森県知事 Ξ 村 申 吾

保安林予定森林の所在場所

の | | 五から五 | の | | 一七まで・五 | の | 二〇・五 | の | 二三・五 | の | 三二 下北郡風間浦村大字易国間字大川目一一の二・五一の一一一・五一の一二二・五

保安林指定の目的

(以上九筆について次の図に示す部分に限る。

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

水産部林政課及び風間浦村役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」 次のとおりとする。 Ιţ 省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

青森県告示第百六十二号

定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示す 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。) 第二十条の規

平成十六年三月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

起業者の名称

大鰐町

事業の種類

(昭和二十六年法律第

地域交流センター 整備事業

Ξ 起業地

収用の部分

青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐及び字川辺地内

2 使用の部分

青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字川辺地内

兀 事業の認定をした理由

法第二十条第一号の要件

三条第三十二号の「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、 ルーム、ほのぼのルーム及びイベント広場を整備しようとするものであり、 本件事業は、 大鰐町が温泉施設、 観光物産施設、 研修室、多目的ホール、 広場、運動場、 I

墓地、 要件を充足すると判断される。 市場その他公共の用に供する施設」に該当するため、法第二十条第一号の

2 法第二十条第二号の要件

二項の要件を充足すると判断される。じていることから、本件事業を遂行する意思と能力を有しており、法第二十条第本件事業の起業者である大鰐町においては、既に一般会計により財源措置を講

3 法第二十条第三号の要件

図るものである。 図るものである。 図るものである。 図るものである。 図るものである。 の町として観光関連産業が盛んであるが、温泉施設の老朽化や観光情報キー場」の町として観光関連産業が盛んであるが、温泉施設の老朽化や観光情報キー場」の町として観光関連産業が盛んであるが、温泉施設の老朽化や観光情報本件事業を施行する大鰐町は、八百年の歴史がある「温泉」と伝統のある「ス本件事業を施行する大鰐町は、八百年の歴史がある「温泉」と伝統のある「ス

ル」を整備し、これらの状況を解消するものである。並びに葬儀の実施が制限されている状況にあるため、「研修室」及び「多目的ホー並びに葬儀の実施が制限されている状況にあるため、「研修室」及び「多目的ホー室の数及び集会室の規模の不足等から、町民の生涯学習及び社会福祉の活動機会また、大鰐町における研修及び集会施設である「大鰐町中央公民館」は、研修また、大鰐町における研修及び集会施設である「大鰐町中央公民館」は、研修

IT社会への円滑な対応を図るものである。されるため、パソコンを設置しITを啓蒙する「ITルーム」を整備し、町民のことから、パソコンに接することのない町民は急激に進展するIT社会から疎外の基本となるパソコンに容易に触れ、また、学習する機会を提供する施設が無いさらに、大鰐町には、情報技術(以下「IT」という。)社会に対応するため

同の精神を学ぶ機会を創出するものである。りを促し、子供たちにおいては、高齢者の経験や知恵から対人関係のきまりや共「ほのぼのルーム」を整備し、高齢者においては、社会参加による生きがいづくじめ等の社会問題が生じていることから、高齢者と子供たちが交流する場として加えて、高齢者の増加や核家族化の進行で高齢者の引きこもりや子供たちのい

の地域間交流を促進するものである。
一門滑な実施を図るとともに、他のイベントを開催することで、町の宣伝と町内外め、本件事業により「イベント広場」を整備し、「盆踊り」及び交通の安全かつしていることから、車両の交通を妨げ、歩行者及び車両が錯綜する状況にあるたことを目的に町が実施している「盆踊り」会場は、県道等を通行止めとして確保ことを目的に町が実施している「盆踊り」会場は、県道等を通行止めとして確保また、町内の地域間交流を促進し、町民が町づくりに参加する機会を創出する

本件事業により得られる利益は存すると認められる。 以上のことから、本件事業は、大鰐町における経済的及び社会的効果は大きく、

行により失われる利益は小さいものと考えられる。 明会においても失われる利益に関する意見等がなかったことから、本件事業の施第二百十四号)等による文化財は確認されておらず、加えて、本件事業に係る説影響の対象事業とはなっておらず、また、本件施設は、その規模及び構造等から影響の対象事業とはなっておらず、また、本件施設は、その規模及び構造等から影響の対象事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境

こと、 認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。 られるとともに、 較衡量した結果、 を比較した結果、 を三箇所選定し、 ていること、 羽本線大鰐温泉駅前であること、 する場所であること、 以上のとおり、 起業地は、 温泉施設を経済的に建設するために、温泉配管及び上下水道が完備され 事業に必要な面積を確保できること、の五つの条件により候補地 温泉街及び商店街の振興を目的とすることから、 本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると 本件事業の起業地は、三候補地中最も適切であると認められる。 本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認め 本件事業は、本件事業により得られる利益と失われる利益を比 さらに、候補地における社会性及び経済性並びに集客力の優劣 利用者の交通の利便性から、 車社会に対応するために、県道に面している 東日本旅客鉄道株式会社奥 当該地域に隣接

法第二十条第四号の要件

段を講じることも合理的であると認められる。時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段は馴染まないため、収用の手の施設の設置に必要な最小限の範囲であり、さらに、起業地の収用の範囲は、一発揮される必要があり、また、本件事業に係る起業地の範囲は、温泉施設その他発揮される必要があり、また、本件事業に係る起業地の範囲は、温泉施設その他

ため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。以上のとおり、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる

法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

大鰐町役場

五

青森県告示第百六十三号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和四十年政令第

兀

十四号) 第四十九条の規定により、次のとおり公示する。 なお、 その関係図面は、 告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び

弘前県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

なし

河川の名称

一級河川 岩木川水系作沢川

廃川敷地等が生じた年月日

平成十六年三月十日

 \equiv

廃川敷地等の位置

、八四の七二、八四の七三、八四の七五、八四の七六、八四の七八、八四の八一、 九〇、一九四の四及び一九四の五地先

中津軽郡相馬村大字沢田字園村八四の六八、八四の六九、八四の七〇、八四の七

廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 六、九〇九・六九平方メートル

青森県告示第百六十四号

いて準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 計画公園事業の事業計画の変更を平成十六年三月二日認可したので、同条第二項にお 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、 八戸都市

平成十六年三月十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

施行者の名称

都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業 (三・三・十七号館鼻公園

事業施行期間

(

平成八年十二月十八日から平成二十一年三月三十一日まで

兀 事業地

1 収用の部分

地内において事業地を変更する 平成八年十二月十八日青森県告示第八百十三号の事業地のうち大字湊町字館鼻

2 使用の部分

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成十六年三月十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

平成十六年二月二十七日

_

特定非営利活動法人たすけあい・さわやか青森

代表者の氏名

Ξ

葛原 美恵子

主たる事務所の所在地

上北郡百石町字下前田一

兀

五 定款に記載された目的

ζ この法人は、百石町及び周辺市町村の高齢者、障害者及び在日外国人などに対し 福祉サービスに関する事業、 また国際協力に関する事業を行い、 人々が心豊か

に安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

五

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月十日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

平成十六年三月一日 申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人トゥーリーフ

代表者の氏名

米子

Ξ

主たる事務所の所在地

むつ市新町一〇の三〇

兀

定款に記載された目的

流 きるよう、再就職活動に役立つように支援し、またパソコンを通して情報交換や交 コンの利便性や楽しさを伝えると共に、パソコンが身近な生活の道具として利用で !を深める場を提供し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、子供や高齢者及び障害者、未就職者等すべての方々に対して、パソ

建設業者の許可の取消し

青

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十六年三月十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 株式会社秋元組

代表者の氏名 秋元 利雄

主たる営業所の所在地 青森市大字鶴ケ坂字田川七一の二五四

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 - 一三) 第八八五一号

取消年月日 平成十六年三月一日

五

取消しに係る建設業の許可

六

七 取消しの原因となった事実 建築、 塗装工事業に係る一般建設業の許可

より確認された。このことが、 平成十六年二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成十六年三月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 和田建設工業

氏名 和田 法明

Ξ 主たる営業所の所在地 青森市大字宮田字玉水二七八

許可番号《青森県知事許可(般-一二)第一四九九三号

兀

五 取消年月日 平成十六年三月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十六年二月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

ので、 次の事業を行う者から、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、 同条第二項の規定により公告する。 次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった

平成十六年三月十日

東地方農林水産事務所長 小 野 祐

司

ドロ沢地区基盤整備促進事業 \pm 地 改 良 事 業 の 名 称 今 事業を行う者 別 町 平成二六 一三 年工 月完 日了

土地改良事業の工事の完了

次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった ので、同条第二項の規定により公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、

平成十六年三月十日

中南地方農林水産事務所長 高

幸

畑

"	11	·/·
一手・二十二七	11	
一五• 九•三〇	11	
一弄一二	"	一六七
神・中・	"	
一弄八八八	"	// 一六-一〇五
年・ 七・二二	"	" ∴- O
平成三年二〇・三	弘前市	十四年災農業用施設災害復旧事業
年工 月完 日了	事業を行う者	土地改良事業の名称

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥印 刷 株 式 会 社青森市古川二丁目一七番五号(印刷所・販売人)